

1 高松市スポーツ施設条例及び高松市都市公園条例の一部を改正する  
条例の一部改正について 〔 公布の日から施行 〕

高松市ヨット競技場の使用料の一部について、現行の使用料の額とする期間を設ける経過措置を講ずる等のため、改正するもの

- (1) 高松市スポーツ施設条例別表第5の改正規定を、全て、改正条例の公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「5月以内施行日」という。）から施行することとするもの
- (2) (1)に伴い、5月以内施行日から改正条例の公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日の前日までの間における高松市ヨット競技場の屋外ヨット置場又は起重機の使用に係る使用料は、改正条例による改正前の額に読み替える規定を置くもの
- (3) 高松市ヨット競技場の駐車場使用料に係る単位を次のとおりとし、算出方法を改めるもの

現 行		改正後
1日1回	→	1回

- (4) 高松市ヨット競技場を使用するため来場した旨の確認を受けた者が駐車する場合に、最初の2時間までは、駐車場使用料を無料とするもの